明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房三）　一
〔告　示〕
○登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学七四）　二
○文化財を登録文化財に登録する件（同七五）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人統計センター、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、司法書士名簿登録等関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五二
会社その他
会社決算公告

内閣官房令

○内閣官房令第三号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。